

国際婦人年あいちの会 活動記録 1976年

- 1 p 目次
- 2 p 国際婦人年あいちの会 ニュースNo.5 1/24
行動集会後の経過 など
- 4 p 例会レポートNo.1 3/18
家庭科男女共修 など
- 6 p 例会レポートNo.2 4/6
欧米の家庭科教育について
- 7 p 例会レポートNo.3 5/11
女がはたらく中で起こっていく問題を考える
- 8 p 例会レポートNo.4 6/1
妻の財産権について
- 10 p 1976年 あいちの会グループ活動報告
- 11 p 例会レポート 8/7
子育てグループ
- 13 p 離婚について考えるシリーズ 9月
- 15 p 道徳副読本「明るい心」「明るい人生」の問題点
- 18 p 婦人問題企画推進本部への要望書
- 22 p 国際婦人年三周年を展望する集会 (チラシ)

— つながりとひろがりをもとめて —

あけましておめでとうございます。
昨年春火発した「国際婦人年あいの会」は、女性の未来をもとめて探索を続け、4回の集会と夏のフェスティバルをもち、年末には行動集会を用いて行動計画を決定いたしました。行動集会では人数こそ満員というわけにはいきませんでした。熱のこもった質の高い討議をおこなうことができた。今年が国際婦人年の二年目にはいり、行動計画を実行に移し、着実に成果をからとらなければならぬ時期であります。昨年にもまして、皆様の積極的参加を期待いたします。

なお、さまざまな事情で行動集会に出席できなかった方には、当日の修正意見を添付した「行動計画資料集」と同封いたしますのでご賢下さい。

行動集会以後の経過と今後の活動の計画は次の通りです。

女性の地位を上げていくために、重ねて皆様の参加を訴えます。

★ 行動集会(1975.12.14)以後の経過について
(1975.12.15 ~ 12.26)

1 知事、市長に「行動集会アピール」「教育」「就労上の差別」「老後」の決議を予渡ししました。知事は将来、男女を産み分ける時代がやってくれば従来のような婦人問題がなくなるという意見を述べられました。

市長は就労上の差別となくするには、婦人も責任ある地位につく意欲がほしいという意見を述べられました。

2 県教育長、市教育長に「行動集会アピール」「教育」の決議を予渡ししました。二人とも家庭科の男女共修の公開質問状には、検討の上回答するとのことでした。

県教育長との面会には次のようなハフニングがありました。私共は事前に面会の約束をして出かけ、当日出て来られた相手と教育長と誤って話をすませておりました。ところがその方は、伝統的女性の観を述べた上、公開質問状に回答する。それ以後は、こちらの自由だといわれたので、約一時間討論を続けるところ。最後に至って自分は、教育長ではないと言われ、あ然としました。私共は早速抗議をし、教育長にようやく面会することができました。このハフニングは単なる事務上のミスで済まされたいものと私達に示したような気がしました。

3 各新聞社の部長に面会し、「行動集会アピール」「家庭」(ミス・コンテスト・アライダル・フェアの中止)「マスコミ関係者へのアピール」「娘たちへのアピール」を予渡ししたどの社でも真面目に受けとって下さいました。(おうえんお川頂)

○朝日新聞……差別問題が話題になりました。入口にはミス・コンテストのポスターがはられていたため早速抗議しました。

○中日新聞……女性解放と「家」の解体。新聞の良心と企業としての新聞社との矛盾について意見を交換してきました。

○中 読 売……エベレスト登頂の記事を見れば、婦人年に関する社の熱意がわかることでした。

○名古屋タイムズ……県教育長との面会のおとで私共はクローキー・ホール論争をしました。

○毎日新聞……男性が家事を担当すると生産力が下り、イギリス的斜陽国家になる等の問題が出され、今後も論争と続けたいと私共はハフスレしました。

★ 今後の活動計画について 是非ご参加下さい

1 月例集会を開く 次回 2月17日(火) 3月18日(木)

今後の活動 事務局体勢など2月の集会で決定します。案をもちお下さい。

2 行動集会の決議と関係機関にもっていく(法務局・国会等)

3 行動集会の録音テープをおとし、パンフレットをつくる。

4 三重県大安町職員の女性差別(38才定年制)について調査をする。

★ 会費

行動集会でひとりで1,000円と決まりました。振替用紙と利用に至急お込んで下さい。

(郵便料の値上げで会計はピンチです)

★ 「女の声」1975年の場合

残部僅少。申し込めば定価200円+郵送料140円を現金書留で事務局までお送り下さい。

決議訂正表

(案) (訂正・附加)

2. 法制度 決議 1. 本文末尾 「加えて専与分として家事労働が正者に評価される必要がある」 (附加)

決議 2. (原文通り)

3. 教育 決議 1. ① 5行目 「男女共同責任論に立脚し生活科学の教育が……」 (附加)

② 6行目以下 「尚、高等学校において女子のみ家庭科(4単位)が必修されている事について同様に改められるべきである」 (附加)

決議 2 ① 4行目 5行目 削除の「私達は現在行われている特設道徳教育そのものに対して反対すべきであるが、これからの副読本の採用については早急に中止されるべきである」 (附加)

② 提案理由(3) 今後採用される副読本は……」 (訂正)

4. 権利上の原則 決議 1 ① 本文20行末 「ただし、その労働条件は、家庭責任を負わない男性を基準とするのではなく、男性も女性も平等に家庭に分担責任を果すべきであるとの前提に立って定められるべきである」 (附加)

② 本文3「本来の業務以外に業務命令として女性に……」 削除 (全文)

③ 提案理由(3) 削除 (全文)

決議 2 賛否承接のため保留に検討。
「尚、育児休暇、育児時間は男女ともに与えられるべきである」とも附記されるべきである。従って「出産・育児休暇」の育児を削除して「出産休暇」とする。(印刷ミス)

5. 老後 決議 1 ① 本文 「働く能力のある婦人には、定年制を延長すべきである」 (附加)

② 提案理由(1) 4行目 「その他、1.4パーセントであり、婦人は老令と見做す」 (附加)

③ 同 (2) 2行目 「厚生年金31,951円 学生年金54,000円」 (訂正)

④ 提案理由(2) 「国民老令年金」 (附加)

⑤ 同 (2) 1行目 「老令年金」 厚生年金 (訂正)

決議 2 ① 本文に5,6,7, 5. 従人は地域社会の中の構成員として位置づけられるために、地域の中に老人ホームや老人の住宅が建設される必要がある」 (附加)

② 提案理由(2) 7~9行目 提案理由(5) とし全文を別項とする。

6. 家庭 要理書 (原文通り) 娘のハのルール ① 8行目以下の「若者の結婚のやり方に悔を感ずるために」 「悔いのない人生を送るために」 (訂正)

② (1) とし (1) 「自分の労働で経済的自立を成しこきこき、精神的自立を保障する」という大原則を忘れてはなりません」 (附加)

③ (1)~(5) (2)~(6) とする

マスキンのルール ① 1行目 「不さわやかである」 「不さわやかである」と (訂正)

② 11行目 「息の長い努力」と (訂正)

③ 下り6行目から 8行目 「私達女性も含めて、マスキンの関係者の方を男性中心の社会で教育されてきたために、無意識の男女差別、女性蔑視の表現が事実上の男女差別、男女分業論をつくり出して行くことに注意をしなければなりません。」と (訂正)

「女の声」1975年の場合

残部僅少。申し込みは、定価200円+郵送料140円を現金書留で事務局までお送り下さい。

事務局… 名古屋市中区丸の内3の5の35 弁護士ビル1102号室
「国際婦人年おいの会」 TEL (951) 2733 佐藤方

「例会レポート」 No.1 '76.3.18(木)
『家庭科男女共修について』

1. 中学「技術家庭科」の教科書点検

1年	男子用	木工・木材加工・金属加工
	女子	裁縫(ブラウス制作)・食物(料理)・衣服・住居
2年	男子用	木材・金属加工・機械・電気
	女子	食物(料理)・裁縫・編物
3年	男子用	機械(内燃機関等)・電気・園芸
	女子	衣服(着物等)・食物(成人食・幼児食)・保育

2. 高校家庭科(女子のみ必修)

家庭経営 (中学家庭科の延長線上における、衣服(ブラウス・スカート等の製作・衣類の手入れ等)、食物(料理実習・栄養調べ・カロリー計算等)がほとんどである。)

女子用教科書は男子用に比べて内容的にランクがさがら
れている。

例「電気」 男子 - 増幅機の製作等
女子 - 家庭用電気器具機(三年)
男子用の2年とほぼ等しい

家庭生活と社会との関係についてはほとんどふれられて
いない。(いろいろの家事についてのみである)

であるのに実生活ではほとんど役にたっていないのでは
ないか。(中学家庭科等を一通り読んだ後、自分一人でブラウス等を
体に合せて裁って縫うということができる)

中学男子用技術教科書では、高校物理の内容的が先取
りがかなりあり、女生徒にとって不利な状況がうみだしてい
る。

高校家庭科について

「高校家庭科の女子必修は、家庭科女教師の強い要望
があるからである」という発言について

女子のみ家庭科必修について、反対の声があがると、文部
省は、選択制の導入ということを行います。家庭科の
先生達にしてみると、選択制などということにすると、家
庭科を選択する生徒がどれくらい減るかわかりませんが、少くとも家
庭科の先生の定員が、グンと減らされることは明かです。そ
れではこの科の維持に、せめて家庭科は必修にしてあげ
てほしい、ということも、署名を集めたりなどということも
実際あるわけですね。

「男の家庭科の先生はあがるか」

家庭科教師は女でなければならない、ということはないの
であらう、男の先生でもいけるわけですね。事実、愛教大でも
年に一人か二人男の人が来る場合があります。ただ、教員採
用試験を受けるとき、女子ばかりだからやさしいだろうと
いう安易な気持ちで受ける人がほとんどで、たいがい
落ちるわけですね。東京都などには、男の先生がいくとい
う話を聞いたことがありますが、絶対にないとい
うものではないですね。

次回は、各国の家庭科教育と家庭科教育の今後の
あり方について、講師を夜来して、話をうかがうこと
にしたいと思います。

昨年12月大集会の時決議されました「家庭科共修につ
いての公開質問状」に対しては、非常に簡単な返事が来た
ので、それについて、さらに質問状を送りました。これに
対する返答については、また後ほど御報告いたします。

「家庭科の自主編成をめぐって」

462 (2)

講師

愛知教育大学助教授

野田満智子先生

資料

「教育評論」1975.7.

教育内容基本構想一丸 家庭科

・この資料に基づいてのお話しでしよ。

基本線

i. 小学校課程

家庭科なし。自分の身のまわりのことは、自分でやるというのを基準として、教科全般で散らす。

ii. 中学校課程

家庭科男女共修 自然科学的視覚に重きを置く。

iii. 高校課程

家庭科男女共修 社会科学視覚に

資料を御希望の方は御連絡下さい。

「国際婦人年あいちの会」では、次の
分科会があります。

皆様の御参加をお待ちしております。

1. 妻の財産権について 佐橋八寿子
2. 大母の問題を考える 佐藤典子
3. 就労上の性差別
—お茶くみを考える— 奥田裕子
4. 家庭科男女共修について 大場雅子
5. 道徳教科書の検討 高橋すみ
6. 1月の会
—婚姻問題考える— 講日明代
7. 男基法改正問題を考える 近田澄江
8. 保育問題について 加藤邦子
(中三土曜日に例会を開催
します)

お問い合わせは事務局へ

〒462 名古屋市... 立木 備氏
TEL (052) 991-...
(05613) ... (伊藤)

「例会レポート」 no.2 76.4.6(火)(1)

「欧米の家庭科教育について」 講師
岐阜大学家政学科教授
草野慶子先生

家政学について
アメリカ - 学問として発展。学校数も多く、世界で今最も進んでいるのではないかと。
ヨーロッパ - 教員養成としてクレッシジ程度。実学として、認められている。

「アメリカ」
人間の生活学(ヒューマン・エコロジー)として位置づけられている。

「アメリカの家庭科の教科書」
いわゆる家庭科の教科書というイメージとはかなり異なっている。(家庭科+保健+生物+理科という感じ)
・被服に関する課と住居が一体化されている。
・食物を重要視し、頁をさしている。それと関連づけて、内臓の消化機能もくわしくのっている。

「小学校」(家庭科という科目はない) 食物教育を行う。

(例) 1年 - 「食べてみましよう」(偏食矯正)
(私達と違って、食物を食べている人達います)

・内容は非常に具体的かつ実地的。

(例) 大豆の栄養素とそれから加工されるものについて。
(2頁分、いっしょに加工食品のカラー写真とその説明)

(例) 甘い食物は、食事をしなあとで食べるようにしよう。
「飲物は、水分を取った後でのみしよう。」

コーヒーの有害性や、ある種の食物の流行性も教える。

「食物分類」 4群。(日本では6群)

ミルク類、肉類、野菜果物類、穀類。
(合則いものほあかり問題にしない)

「中学」「高校」
職業教育が徹底して行われる。

身体の健康維持と生活のハッピー。
(生物学と密接なつながりをもつ)

被服……既成の型紙からつくって縫っているのではなく、型紙を使用して縫っている。(女子のみ)

全体の大きな部分は選択制で行われている。

「ヨーロッパ」

全体として、教育のかなり自由な環境で行われており、教師自身の採量の入る余地が多いうちに思われる。

(例) 仏……教材は、各先生あてに送られ、自由に教材の選択ができる。

・小学校のような低学年では、家庭科という独立したものは少く、保健学・生物学・生活学のような形で行われることが多い。

・家庭科の先生はやはり女の先生が多く、家政学は女の教科書という感じの国が多い。

(まとめ)

・欧米では、ホームパーティが多く、よい主婦はよいホステスという意識があるため、実学としての家庭科の女子教育の中で要求されている。

・家政学を学んだ人によって社会的に進歩できる場を広げることがある。(日本では多部門家庭科教師)
アメリカでは、病院、会社の管理に進歩している。

<例会レポート> No.3 '76.5.11(火)

女がはたらく中でふたつ問題を考えるグループ文 (仮称)

○私たちのグループは、昨年度のDグループ「就労上の差別を考える」における討議を母体として発足しました。就労の場に出ながら1年余りを通じた私達ですが、毎日初回211中211具体的に出会う多様な差別に、自信をもち又他の女たちと連帯して対応してゆく姿勢を確立するために、理論的に基礎をかため、方法論を検討し又初回し合うという作業をつまみ食いするようにします。

○ 5月11日は、「母性保護を考える」というテーマで、ラウンジをのこすしました。以上は、その内容を要約したものです。

●数年間タイピストとして働いてきたが、生理休暇はとったことがないし殆んど休んでいる人は少ない。母性を守るために生休はとるべきだと思ふが、資本に肩入れし労働を売って賃金を得ているのだから生休が無給であるのは、しかたがないと思ふ。

●月経も出産も、新氣ではなく、女であれば当然あつてしかるべきことである。女性に働く権利があり、また女性一人でも生き抜けるような条件を考えるならば、母性にかかる仕事をしている期間に休養が必要の場合、それらは保障されるべきである。母性保護に企業側の抵抗があるのは、当然で、現在は女性の側にそれを乗り越え論議していく確信ができていないのではないか。

●理論的に裏づけしていくことも必要だが、具体的に生理休暇がとれるようにする方策がより急務だ。例えば、男性にも更年期を過ぎた女性にも全員に生理休暇を設けてはどうか？現在の資本主義体制の中で、女と男に差がつかない方法を考えるのはならない。

●一律の生理休暇というのは、年次休暇が増えつつあるのと同じだ。問題は女が女の体の都合をどう肯定していくかという点だ。それは、企業の都合ではなく各自が各自の状態に合わせて仕事をしていくことにつながる。

●根本的なのは、現在の労働条件が劣悪なところと、女も男も自由に休めない点と、こつがわいしていることだ。各自を生理休暇にするかどうかは、とにかく、労働条件自体の改善の中で生理休暇を考えたいかおぼろしい。

●しかし、男女の生理的違いは、残ると思う。
●それを解決するためには、各自の生理の違いを肯定的にとらえ、人間を生産労働の効率化でみるようにする全体の意識改革が必要である。しかしそのための具体的方法を出さなくてはならない。

●結局、現段階でもなくとも二つ重要なことが山になる。
ひとつは、女男ともに自由に働いて休養することができるようになること。従って、労働運動の中で、労働条件改善の必須条件として母性保護を主張していくこと。それとともに、今労働の場にいる人は積極的にその権利を主張していくこと。いままじつは、あらゆる場で、発言できるべきこの場で母性保護を主張し全体の意識を上げていくかおぼろしいという点だろう。

●しかし、夫を見ていると、この競争社会で、自分の体を大切にすることは、とて大変で、とておぼろしい甘えとかが、おぼろしいと思ふ。

●どう思ふにせよこの競争をせらわしていることが、問題なんだ。人間が資本により高い商品価値を認めさせるため競争がより、生の生産という部分を生理的に負ったせいで、いつまでも生き残られるだろう。

●女性に対する深夜業の拘束にしても、またその業種が必要か？を考へ、どうするに深夜業そのものをなくする方向にもっていくべきだ。

●生の生産という部分を女にだけ負わしめようとしているという点もある。例えば育児休暇などは男性にも与えるべきものだ。

○○以上、大工らには内容を紹介しました。スカッとした解答はなかなか得られそうにありませんか。とりあえず報告します。

<グループ文の連絡文は、052() (内) 富田まで>

別会レポート
76.6.1 (火)

「妻の財産権」について

司会 佐橋 八寿子
記録 西尾 多恵子

去る3月開かれた、法務省主催「妻の経済的地位—現行民法の夫婦財産制をどう考えるか」をテーマとする婦人問題討論会で主張された各代表者の意見の集約を読みあけて討議に入る

弁護士 大脇 佐藤 両先生から

民法が定める條で、別産制が制定されていること

夫婦の財産あり方	別産制	—	現在日本では、誰の名義か、功利的か、無難な財産と見なされ、金と併せて、ついでに、かたがたある
	教養制	—	イギリスでは、裁判官の裁量による
	共有制	—	夫婦平等の権利、分配は、別産の場合に
	共有性	—	夫婦平等の権利、妻も別産の場合に分配、但し、債務も共有管理と誰がするか、問題となる

等の説明があり、各自の意見を話し合う

- ① 結婚前に上記の4種は、その世の方法を充分に理解させ、婚姻成立の時、夫の財産は、妻の財産と見做すか？
- ② 財産を夫婦間で共有する場合は、男性側の収入も、妻の収入も、夫婦の共同財産と見做すか？
- ③ 女性の当分の生活費、夫の収入を妻が管理する場合は、別産制というものは、開うかに不利である
- ④ 夫の収入を妻が管理しているかどうか？ (1) 又は夫婦であるか？ (2) 又は夫の収入を妻が管理しているかどうか？ (3) 又は夫婦であるか？ (4) 又は夫の収入を妻が管理しているかどうか？ (5) 又は夫婦であるか？
- ⑤ 夫の収入を妻が管理しているかどうか？ (1) 又は夫婦であるか？ (2) 又は夫の収入を妻が管理しているかどうか？ (3) 又は夫婦であるか？ (4) 又は夫の収入を妻が管理しているかどうか？ (5) 又は夫婦であるか？

1976年あいちの会グループ活動報告

- ◎ 家庭科男女共修を考えるグループ 責任者 大脇雅子
 - ① 名古屋市教育長と交渉。
 - ② 中学の家庭科教科書を査閲し、岐大草野愛子教授、教育野田満智子先生より、家庭科教育について講義を聞き、討論。(例会2回)
 - ③ 教育課程審議会会長及び家庭科部会長宛、当会の決議事項を送付して、男女共修必修を要望し、署名運動に参加。
- ◎ 妻の財産権を考えるグループ 責任者 佐橋八寿子
6月1日、P.M.6:30より弁護士ビルに於て当グループ「妻の財産権について」の会合をもつ。参加者約25名。
「妻の経済的地位と老後」を考え、別産制、共有制について討議。妻の相続権3分の1(子供のある時)を、5分の1に法改正の見直しについて質問。改正が実現するまで、3年はかかるとの返答があり、問題にとり組む婦人の熱意次第の思いがした。
- ◎ 取場に於けるお茶くみ問題を考えるグループ 責任者 奥田裕子
当グループはその現状と問題点を話し合い、各自が取場で活かせるように話し合いをすすめてきたが、実践には及ばずといったところ。
- ◎ 離婚問題について考えるノラの会 責任者 溝口明代
離婚の家など、離婚について考えるということとは、とりもなおさず現在の結婚について考えるということである。そこで私達はシリーズ1として、おのおのの個人がどう「結婚」ということに

相対しているかを話合った。結婚した時どう思っていたか、結婚とはどう概念規定をしているか、等結婚のプラスの面について話合った。その結果現在ではそれぞれなんとか切り開いて生活をしているが、いろいろマイナスの面も教えあげることが出来るということで、シリーズ2として現実のマイナス面をみつめていこうという話合いにまとまった。

- ◎ 男基法問題研究グループ 責任者 近田澄江
男働実態の変化、男女平等の観点から男基法改定が検討されている。その問題点や好ましい方向を例会で討論。
- ◎ 道徳教科書を検討するグループ 責任者 高橋ますみ
愛知県下で使用されている道徳テキスト「明るい心」の内容が男女の役割固定に終始し、編集者も男性に偏重している。ので愛知県及び名古屋市教育長に廃止又は改定するように申し入れた。名古屋市よりは愛知教育振興会に伝えるとの返事があるのみ。来年度は各学校毎に個々に運動をすすめていくべきかと検討中である。
- ◎ 子育てを考えるグループ 責任者 加藤邦子
子育ての現実を14名の幼見を持つ女性達に1年間にわたって報告してもらいながら、女性解放につながる子育てについて話し合ってきた。
来年度は現状の子育てとちがった形の有り方をさぐっていく予定である。

例会レポート

子育てについて 1976年8月7日 保育グループ

現在保育グループは7名で活動していますが、今年は主に「女と子育て」というテーマで、3〜5才の子供を育てるという意見も出る。この頃です。また、それを受入れさせるには、女性の側にはどうするか？

この現実に、女性にとって、そして子供にとっても、どのような影響があるのか、探っていく中で子育てとは何か、メンバーひとそれぞれが考え、主婦、共働き主婦など4名の方向性や日常生活などお話ししています。

またその結果として「現在子育てを誰のために子供を育てるのか」という問題があるため、あちこちとんでもなく感じたり、参考資料として「現在子育てに関する話し合いを出席者全員で」ということになると、余りにも範囲が広く、女性間での話し合いは、今迄集めたアンケート2回分のまとめを、その後、子育てに関する話し合いを出席者全員でまとめました。

子育てという問題であるため、あちこちとんでもなく感じたり、参考資料として「現在子育てに関する話し合いを出席者全員で」ということになると、余りにも範囲が広く、女性間での話し合いは、今迄集めたアンケート2回分のまとめを、その後、子育てに関する話し合いを出席者全員でまとめました。

- 1回アンケートまとめ 報告者、奥田裕子
- アンケート協力の環境
 - ① 平均年齢 31.7才
 - ② 家族構成 平均4人家族 平均子供数 1.8人(平均年齢3.3才)
 - ③ 職業 主婦7人・家業手伝い3人・勤め人3人 パート1人・内職1人
 - ④ 職業をもっていて辞めた人の理由
 - 結婚のため6人・妊娠出産のため5人
 - 家族の看病のため1人・その他2人

③ 一日の生活時間 (略)

④ 子供の就学・就園状況
 中学校1人・小学校1人・幼稚園6人
 保育園7人・在宅9人

問題点
 ① 仕事と子育ての両立を難しく、又無理と感じている人が多いようだ。

② 日常生活の時間割と専業主婦と有職主婦の間にあきらか違いが出たのは自由時間が少いことである。仕事をもって子育てをすることの過酷さがわかった。

● 2回アンケートまとめ 報告者、武井みどり

テーマ「女と子育て」
 子供に関することとして世話を誰がやっているかという質問に対して、ほとんどの母親と答えている人が多く、夫、又は家族にやらせていると答えた人も、内容は、入浴させる、子供の玩具を遊ぶ相手になるなど比較的負担の軽い参加であることがわかる。

学校や保育園、幼稚園の送り迎え、連絡などもほとんど母親が行っているが、子供にとっても、これは良いことだろうか？

次に現在子育てをしている中で不満、又は悩みに思っていることを尋ねたが、圧倒的に多いのは自分の時間が持てないの困るという意見である。但し、家族が育児に協力してくれないので困ると答えた人は4名中2名で、自分の時間が持てないが育児は女性の仕事とあきらめているのが現状であろうか？

もう一つは社会的不満が多く、日曜日に子供が病気で時、何を食べさせようか、食費、交通戦争、空気が悪く、せん息など現代の社会で子育てをする苦悩を訴えるものがあった。

又、共働き主婦の場合、保育所をさがすのに非常に苦勞し、又現在入っている保育所にも問題は多いと悩みを訴えていた。

さて、これらの不満や悩みに対してどのように対処するのか質問したが、積極的に解決したいと思ってる人、解決したいが係をしておいかわからない、少数であるが仕方がないと答えた人など様々であった。又社会的な問題は積極的に解決したいが、夫との問題は今更どうにもならないのであきらめておくと答えた人もいた。

話し合い 以上のアンケートの集計をもとに話合ったこと

☆子供を保育所にあずけることで女の子育ての問題は解決するか？

- 現状では保育所の内容が劣悪又は管理の強化などで問題が多いので良いとはいえない。
- 保母も疲れきっていて、子供にとって良い状況ではない。
- 長時間保育は子供も疲れさせるので労働者全体の労働時間を短かくするよう要求していくべきである。
- 長時間保育そのものには問題が無く、人的、物的な障害があるだけなので、それを解決していけば良い。
- スキンシップの問題も量(時間)より質(内容)であるので、短時間でも親が充分心をこめて接すれば問題はあつらない。
- 預ける側と預かる側の双方が現状を克服するよう努力していかなければならない。
- 現在の社会では専業の母親でも密室の中で子供と向いあっているような不自然な子育てをしている場合が多いので、保育所は母親が働いている、働いていないにかかわらず、子供にとっても必要なものである。

☆子育ての形はどうあるべきか？

- 現状のような女の側にだけ任せられている子育ては不自然であるので、もっと男の側にも子育てを一緒にするよう説得していく方が良い。
- 現実問題として、働いてフタクシにばった夫に、子育てを要求するのは無理だと思ふ。
- 今のような保母など専門職に保育をまかせるのではなく、全ての大人が(子供がいるいまいにかかわらず)子育てにかかわっていくべきである。
- 子供には集団の場と生活の場が必要であるから、どのような立場の母親(未婚、離婚した女も含めて)にも生活の場

- を保障していくべきである。
- 現状では母子寮などの入所基準など問題が多い。
- 現状のようにならざるを得ない家庭生活は果たして子供にとっても必要であろうか。
- それでも集団生活だけを送る子供には、問題は多いので家庭生活は必要である。
- 今後共同生活(コミュニティ)など新しい生活の在り方などを模索していく中で現状の家庭の在り方を愛する可能性がでてくるのではなからず、子育ても、今迄の個別の家庭を前提にした集団保育とは違つた観点から考えられるのではないかと思う。

以上、大ざっぱですがみんな話合ったことのまとめです。保育グループ自体も子育てに関して暗中模索の最中ですが、女性の生き方を考える方々の協力のもとに年間子育てと女の生き方を考える方々の協力を得たいと思つていまして、グループに参加して、子育てについて考えていこうと思つておられる方の参加を歓迎いたします。

連絡先 05615-~~XXXXXX~~

加藤邦子

あいちの会会誌版

関ること

1. テキストの編集意図
2. 来年度の改定の主眼と意図(何と参考にしたか)
3. 編集委員の構成について
選び方. 平均年齢. 男女の比率.
あいちの会をメンバーに!!
4. 資料の集め方.
5. 昭和55年の大改定について.
6. 現場でどのように使われているか.
批判はあったか.
7. 指導書と各学年三部程度 借用本.

現在、小中学校に於いて、道徳の授業に用いられている副読本「明るい心」「明るい人生」を女(母親)の立場から読み直してみた時、下記のような臭が、男女と不平等に扱っていると思われる。

男の子、女の子と別け隔てなく育てたい。将来今以上に女性の社会参加が期待され、又世界中で推進されていることは周知の事柄である。

下記に列挙した問題臭。参考の上、改正されることを要望致します。

問題臭

1. 登場人物の男女比率がアンバランスである。

例.	男	女	男女	不明
小3.	10	5	4	5
小6	17	1	2	
中1	16	1	2	2

2. さし絵に男女と一緒に登場させていない。又、さし絵が古すぎる P. ページをあげる。

例

小1	P4, P5, P42, P43.
小4	P4, P8.

3. 資料が古い 例

小5 P102
四高

4. 男女の古いイメージでの固定観念が強まる。女は家庭、男は仕事、女らしさ、男らしさ、等役割分担も固定化している。又家の中で家族の犠牲になるような母(女)を美化し、外出中の中年女性の居残りの悪さをあげつらっている。母親に教育、しつけの全責任を押しつけ、その罪を責めようとしている

例

小1	P31, 第19章
小3	P7, P8, 新しい黒板, 21章家族会
小4	PP. P92
小5	第3章 第7章 第17章
小6	第2章
中1	P34, P42, P80~82, P84 第19章 P15, P16.
中2	P16
中3	P12~13 P29, P32 P119 P120~121 P123~125

5. 社会で成功した人物(古くは伝中の人物、偉人伝)は男がほとんどである。

例

小4	P26, 愛知用水(安政年)
小5	P50 ... 女性 津田梅子
小6	赤穂の父デブタン, センダの常吉, アリストテレス, ヴェルディ, リンカーン, フリンク選手, キール兄弟, エドマンド・カクレイ.

6. 男女実学精神は男女校際面だけでなく、男女の平等を
学んでから身につけるものと教えていない。

例

中3. P31, P32~P33

7. 父親の权威や男の生活力が絶対強いのとに書かれている。

例

小5 P19~20 第6章

中3 P36

8. 女性の一人立ちを認めようとしない、乳離れしない女を
美化している。

例

中3 P46~49

9. 登場人物先生に男が多すぎる。(現在過半数が女先生
である)

例

小6

10. 女に対する偏見。

例

中3 P128 若「娘が」……

11. 企業のパワーが強すぎる。

例

小5. 第6章

12. 古風出世を第一義としていっている。目標は田中角栄か!

例

小4 P82.

13. 教えるようとしている事柄や内容が不明である。又教える
ようとしていることと題材が不適合である。そこまでに
至る要因の根深さをいふていない。

例

小1 P8~9 P14, 15 73の恩返し。

小3 第11章 敬先の日々の意義 国旗の関係は?

小4 73は飛んだ、空爆被爆と戦争

小5. 第18章 われたガラス。

中1 P15~16

14. 男の子がいないか……とリョミおがてい子。

例. 小5 P103

中2 P45

15. 全体に女が悪者として登場している。

特に 中1. P44 父につげらるる母親。

中2. P95 人の災難をほくらるる母親

国際婦人年あいの会

離婚について考えるということは、とりもなおさず現在の「結婚」について考えることである。

女は「花嫁」という言葉と不可分ではない、個人がいかように「結婚」と向きあつて対しようとも、「結婚」という事実はどうにも排除し得ない社会の制度として存在する。そして、結婚を入口とするならば、離婚はその裏口であり、だれも、それをのがれ得ない。

そこで、シリーズ1として、私たちは、どう「結婚」に相對しているか、を話しあつた。
(176.9あいちの会)

出席者19名 中 未婚3名

1. 自分が結婚する時、どんなことを考えていたかについて。

- なんとなく結婚した。
- 結婚するものだと思つていた。
- 好きになつたから。
- 交際しているうちに。
- 子どもが欲しかつた。
- 周囲の情況によつて。
- 未婚、結婚する $\left\{ \begin{array}{l} \text{不安定だから、する。} \\ \text{してもいい。} \end{array} \right.$
- 離婚、結婚はしない。

というように、我々は、「好きになつたから」「なんとなく」と言うように、個人内的な要求によるもので、慣習的かつ、事実婚的に、「結婚」をしてきたようである。

そこで、結婚生活をしている自分にとつて「結婚」とはどういうものか、何をさして「結婚」というのか、を話し合つた。

- 子どもを作りたい、育てたい。
- 籍が入るも、入らないも、同棲も、別居も、結婚といえはいえなくもないし、違ふといえは違ふ。
- 男と女が、パートナーとして秀刀して生涯連れそつて行くこと。
- 愛を嗣に、一語に住む事だ。
- 籍を入れることは、体制に守られることで、安定するし、物質的にも、育児にも二人の方がよい。
- 共同生活だ。戦友だ。
- 結婚とは、束縛があることを知つた上でするべきもので、不良はしないし、仕事も、自分の思うようにできないという契約なんだから、それを守るべきである。それがいやならば結婚しなければよい。
- 結婚しなきや一人前の女ではなかつたから。
- 一人で考えるよりも、相談すると、すきつと考^えを出してくれる。

- 不足しているものを補い合う。
- 二人でいる方が、何かいい点がある。
- いわゆる「結婚」ということの建前と、理想とする協同体の實に開きがある。「結婚」ということで、押しつけられている価値観をどうはぎとるか、に問題があつて、協同体の中味が問われるべきではないか。そういう意味で、現在の結婚は、内容が多岐に分かれ、空どう化していると思われる。
- ある程度の同居と、性関係。
- 一人で生活するマイナスは、自分で耐えれば解決できるが、共同生活のマイナスは、自分の努力では、解決できぬものがある。故に安全を制度に求めないし、制度的婚姻をする必要もない。
- 憲法24条による共同体を基盤とする戦友愛だ。
- 弱い人間同志カバーし合う人。

とゆうように、結婚のプラスの面が話し合われた。そこには、過去の、結婚は女に不可決とされその時代の型から、反結婚に自由を求めて一人立つ型まで、結婚について多様な形態があつた。一方、質的な点では、結婚は愛を軸に、戦友的に作られた共同体といつても、現実の社会体制はそうはとらえてはいず、多々問題を含んでいる。つまり、理想とは違うマイナスの面を多量に含んでいるということである。

そこで、第二の問題として、結婚にまつわるマイナス面、結婚をはさんで分けられている女の情況について考えることになつたが、それはシリーズ2で考える予定である。

- 自分で切り開き得る条件がない者にとつて、結婚はどうか。
 - 又、結婚の内実はどうであるか。種々な面が考えられ、今後の研究に廻された点が多い。
- いかようにせよ、我々にとつて結婚のマイナス面を数えあげることがタブーであり、その事について女は、普遍的に自己認識することがないのではないか。

又、結婚と一口に言い切る中に多面的な役割を含んでいるが、それを分離把握することもできていないのではないか。そういう中で、矛盾と非難に出あつた時「離婚」を考えるが、女はその時には離婚すら不可能になつてしまう点に問題がある。

だから、このような情況の中で離婚の原点を我々がしつかり把握した時、離婚の家の必要性も浮かび上つてくるのではないかと思われる。

本年四月、総埋府婦人問題企画推進本部で作成された「国内行動計画概案」は、わが国の婦人に関する今後十年間の施策の基本の方針を示すものとして、全婦人のみならず、国民全般にとつて極めて重要な計画といわなければなりません。国際婦人年あいちの会は、左記のごとく右概案に対する意見を述べるとともに、国際婦人年行動集会における我々の決議をその施策に採択されるよう要望し、ここに要望書を提出する。

昭和五十一年 月 日

名古屋市中区丸の内三丁目五―三五

弁護士ビル一〇二号

国際婦人年あいちの会

事務局

立木 伊藤 美代

婦人問題企画推進本部 御 中

一 基本的考え方について

(一)「概案」は、婦人の地位が男女平等を規定する憲法や諸法令の制定施行により「飛躍的に向上した」と規定し、現状においては、「婦人の能力とその活用の可能性が著しく増大している」と述べている。しかし、婦人を取りまく社会、経済、労働、教育、行政、家庭などのあらゆる分野において、未だ、さまざまな大小の男女差別が現存し、その諸分野における婦人の発言権も十分に保障されていない。「概案」は、婦人の現状認識において正確とはいえないので、「概案」の現状把握の基礎となつた諸資料が明確にされるよう要望するとともに、さまざまに述べられて来た研究資料、各婦人団体の現状報告の資料等、積み上げられた成果を十分に参酌される必要がある。

(二)なお、「概案」は、まず「婦人自身の不断の努力を要請」する

が、婦人の努力が評価されない社会的制約が現存することが問題であり、行政の責任においてそれらを克服する施策の方針が明示されなければならぬ。特に、男女の役割分担の固定化を变革する教育や制度的保障が重要であり、その上にこそ、婦人のためみのない努力の継続が、発展への道を開くのである。

(三)さらに「概案」は、国際婦人年世界行動計画宣言及び諸決議、ILO活動計画等の趣旨を十分に参酌していない。即ち婦人には、男性と等しく、教育を受け且つ、働く権利が保障されているという基本が明示されておらず、その視点が欠けていることが、「概案」の展望を制約しているといわなければならない。婦人の働く権利は、基本的な権利にほかならず、母性をそこなわれ、差別されることなく、保障される必要がある。

二 施策について

1. について

法制上、どこをどのようにより再検討するかの具体的な指摘に欠けている。

2. について

「あらゆる分野への婦人の参加」を推進するには、まず婦人には男性と等しく働く権利が基本的権利として保障されること、従来の男女の役割分担の固定化が婦人の進出を妨げている現状を認識することから出発する必要がある。「草案」は、それを明示しないことで、暗黙に旧来の方針を肯定して、後進的ですからある。特に婦人に対する教育、訓練は、一貫した生涯教育、継続訓練がどこされる必要があり、婦人の労働及び社会参加に対する、きめのこまかい条件整備の方針が強力に打ち出されるべきである。特に現存する差別の中でもつとも婦人を苦しめ

ている採用上、及び就労上の差別、とくに賃金と昇給昇格差別、職業病など健康破壊、家庭生活における妻の地位の不安定などを解決していく展望が明確ではない。農村婦人に対しても、農村が破壊される中で、婦人が過重な労働を強いられている現状について対応していない。また、保育については、学童保育の視点が欠けていることが指摘されなければならない。

3. について

母性保護において我が国が国際的水準から見ると遅れており不十分であることを認識し、強化改善する方向を打ち出すべきである。母性保護は、母性の権利と呼びかえられて、その内容が充実されなければならない。

4. について

老後の経済的安定は、重要であるけれども、精神的社会的に人

側として、ゆたかな生活を保障する施策の基本方針が必要である。

よについて

世界平和に寄与して来た婦人の歴史的役割及び将来における役割が、問題となっていない。平和のローガンは、国際婦人年の三本の柱の一つであった筈である。

国際婦人年三年目を展望する集会

—1976年の歩みを振り返り、明日への行動を探る—

あいちの女性は、国際婦人年2年目を、力いっぱい頑張ってきました。

ここに1年間の活動を踏まえて、明日への歩みを確しかめ合いたいと考え、下記の集会を企画しました。講師の松井やよりさんは、朝日新聞の記者として、年度、アメリカ、ヨーロッパ、ソ連、東欧、北欧、東南アジア等を歴訪、昨年のメキシコ国際婦人年世界会議取材のあと、中国へ渡り、本年8月まで1年間滞在されました。世界の動きの中での日本の婦人運動の状況を語って頂くには最適の方です。

著書「現代を問い直す旅——海外の市民運動」朝日新聞社
「女性解放とは何か」未来社

ス ケ ジ ュ ー ル

- 日 時 11月27日(土) 午後1時—4時半
- 会 場 弁護士ビル11階(名古屋市中区丸の内3-5-35 Ⅷ 951-7380)
地下鉄・市役所下車
市バス・大津橋下車
- 講 演 「婦人年10年をどう闘うか」
講師 松 井 や よ り さ ん
朝日新聞東京本社社会部記者
女性・公害・福祉・消費者問題担当
- 討 論 「国際婦人年あいちの会3年目をどうするか」
活 動 方 針
事 務 局 体 制
財 政

当日参加費 300円

少人数ですが託児の準備あります。(おやつ代200円)

- ◎ 準備会を11月16日(火)午後6時半から開きます。会員はなるべく万障
操り合わせて御参加下さい。

主 催 国際婦人年あいちの会

(連絡先) 名古屋市北区〇〇〇〇
立本信代方 TEL: 〇〇〇〇〇〇

1976年

例会

- 1月 今年度の活動方針についての話し合い
- 2月 分科会（妻の財産権、雇用問題、保育、家庭科共修、道徳教科書、離婚、労基法）と各担当者を定める（資料不明）
大安町女子職員退職勧告について、佐藤典子さん報告（資料不明）
- 3月 「家庭科男女共修について」現行家庭技術科の検討
- 4月 「欧米の家庭技術科について」 草野愛子氏の話聞く
「家庭科の自主教育をめぐる」 野田満智子氏の話聞く（資料不明）
- 5月 「母性保護を考える」 労基法の基本的知識と労基法改正問題を考える
- 6月 「妻の財産権について」 今までの学習の報告と今後の考え方を考える。
- 7月 「労基法を考える」 労基法の基本的知識と、労基法改正問題を考える（資料不明）
- 8月 「保育について」（女と子育て）保育グループのアンケート結果と話し合い（資料不明）
- 9月 「離婚について」（ノラの会） 離婚と結婚について話し合う。
- 10月 「国内行動計画概要案」を読んで意見書の作成。
- 11月 講演会后、活動報告と今後の活動について話し合い（資料不明）
- 12月 道徳副読本「明るい心」「明るい人生」について。

講演会

- 11月 講師 松井やより テーマ「婦人の10年をどう闘うか」

要望書提出

総理府婦人問題企画推進本部宛

「国内行動計画概要案」についての意見と「あいちの会行動計画」採用の要望書。

申し入れ書提出（資料不明）

- 12月2日 名古屋市教育委員会宛

「中学校技術家庭科における男女別学について」

愛知県教育委員会宛

「道徳副読本「明るい心」「明るい人生」における女性の扱いについて改善の申し入れ。